

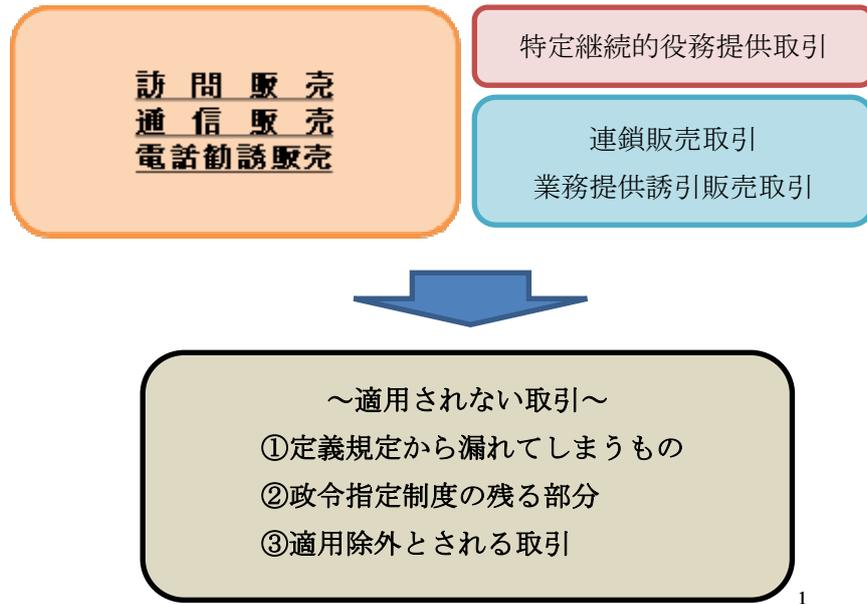
2011年(平成23年)10月6日

補足説明資料

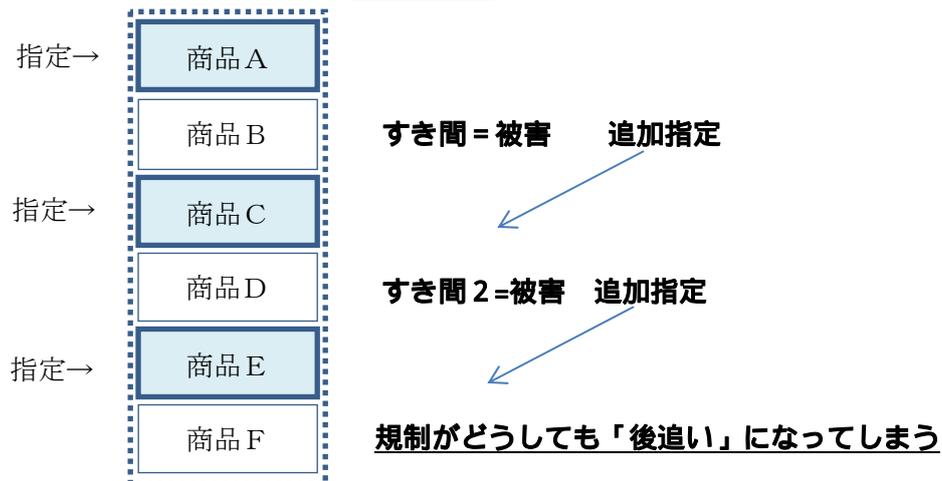
弁護士 宇賀神 徹
 弁護士 薬袋 真司

特定商取引法のすき間について

(1) 特定商取引法の対象



(2) 政令指定制度とその問題点 (後追い規制)



¹ 適用除外取引の問題などについては、日弁連「特定商取引に関する法律の執行強化及び同法適用除外取引類型における被害への対応について (要請)」(2011年7月29日)

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/110729_4.html

参照。

(3) 平成 20 年改正

○商品・役務について＝政令指定制度を廃止

(趣旨)

「これまでの特定商取引法では、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に関する規定については、それぞれ政令で定める指定商品、指定役務、指定権利だけを規制対象としてきました。指定対象でない商品や役務は、消費者トラブルが顕在化した場合に、政令で追加して対象としていました。

この方法では商品や役務が多様化し提供方法が複雑化するにつれて、適切に規制を図ることが難しくなります。また悪質業者は、とにかく規制対象になっていない商品や役務に目をつけようとします。その結果、制度的にどうしてもある程度の消費者被害の発生を余儀なくされてきました。

そこで今回の改正で、消費者被害を未然に防止するために、原則として全商品・全役務を規制対象とし、必要に応じて適用除外を設けることにします。」²

○指定権利制度は存続

(4) 権利その他の取引をめぐるトラブル

未公開株詐欺、社債詐欺

その他の権利販売トラブル(詐欺) … 「著作権」「水資源の権利」その他

通貨投資トラブル

訪問買取り(押し買い)

(5) 国会附帯決議

- ・衆議院附帯決議 →第 3 項前段

「悪質商法の手口が巧妙化している現状を踏まえ、新たな手口による消費者被害が多発した場合には、柔軟かつ機動的に対策を講じるよう努めること。」

- ・参議院附帯決議 →第 5 項

「近年、商品、役務、取引形態等の多様化及び複雑化に伴い消費者トラブルも複雑化、広域化している現状を踏まえ、店舗におけるクレジット取引、インターネット取引、マルチ商法等をめぐる課題への対処を含め、政府全体として、消費者被害防止のための制度全般にわたり、点検及び必要な見直しを行うこと。」

※なお、適用除外の問題については、各決議のそれぞれ第 1 項参照

権利の販売について政令指定制度が取られているため防止できない被害 ～

² 経済産業省平成 21 年説明会資料『「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部を改正する法律について（平成 20 年 6 月 18 日公布）消費者を守る法律を強化します』p 4 の「解説」より。

国民生活センター報道発表資料等より ～

①未公開株被害

(1)被害の概要

証券取引所等に上場していない株式について、「上場間近で必ず儲かる」などとして購入等を勧誘するが、上場予定時期を過ぎても株式は上場されず、株式購入等の代金は返金されないという被害。被害者層の中心は、高齢者で、電話勧誘販売によるものが多い。近時は、未公開株を購入しないかと勧めながら、同時に別の業者を装ってこれを高値で買い取るという連絡を入れる「劇場型」といわれる手法が用いられることもある。

(2)事例

突然知らない業者が自宅を訪問し、「近く上場する、必ず値上がりする」等と言われて、1株（50万円）を購入した。年金暮らしで貯金もないので、生命保険を担保に借金をした。しかし、代金支払い後、上場予定が無いことが判明した。60歳女性。

(3)被害数など

消費生活センターへの相談数

H17度：2981件、H18度：4073件、H19度：2616件、H20度：3071件、

H21度：6115件、H22度：8536件

②社債被害

(1)被害の概要

海外事業をしているなどという会社が、元本は保証されるなどとして、破綻必至の社債を購入等させる。被害者層は、高齢者多く、電話勧誘販売や訪問販売によるものが多い。

(2)事例

プラスチックやゴミ会を回収し、再生エネルギーをつくる事業をしているという会社から電話勧誘を受け、200万円で社債を引き受けた。しかし、一度の利払いも無いうちに連絡がとれなくなった。70歳女性。

(3)被害数など

消費生活センターへの相談数

金融機関等以外からの社債の勧誘

H19度：50件、H20度：123件、H21度：1270件、H22度：4011件

③カラオケ著作権被害

(1)被害の概要

高額な配当を謳って「カラオケに関する著作権」を小口分割した権利を購入させる。実際には、「カラオケを発明した人の著書の著作権」の販売の様であり、配当などは受けられない。被害者層は高齢者が中心。訪問販売、電話勧誘販売によるものが多く、150万円～200万円の被害が多い。

(2) 事例

「カラオケ発明者が著作権を所轄庁に登録している」「150万円で権利を買えば年間25万円の配当がある」と電話勧誘をうけ、自宅で契約したが、配当金が支払われない。50代男性。

(3) 被害数など

消費生活センターへの相談数

H21度：25件，H22度：28件（H22.9まで）

④ 水資源の権利被害³

(1) 被害の概要

高配当を謳って水資源の権利の購入をさせる。契約内容が不明確で、配当可能性も極めて疑わしい。被害者層は高齢者、電話勧誘販売によるものが多く、劇場型の手口も多い。被害額は50万円未満が多いが、それ以上も相当数存在。

(2) 事例

大手ビール会社を名乗る者から「一般で販売していない水資源の権利を買いとる」旨の連絡有り。後日、高配当を謳う水資源の権利に関する資料が届き、電話連絡して800万円分を購入した。後に不審に思い、解約を申し出たが、返金されるかどうか不安。50代女性。

(3) 被害数など

消費生活センターへの相談数

H22.11から相談が増えはじめ、H23.2末までに268件。

⑤ 温泉付き有料老人ホーム利用権被害

(1) 被害の概要

高配当を謳うなどして、温泉付き有料老人ホームの利用権を購入させる。劇場型の被害も多い。

(2) 事例

温泉付き老人ホームのパンフレットが届いた。老人介護協会を名乗る者から「震災被災者を入居させたいので、権利を購入すれば高値で買い取る」と言われ、断ると「困っている人を放っておくのか」と罵られた。

(3) 被害数など

相談件数 H23.3～6＝367件

☆以上に関連する国民生活センターの報道発表資料等

○平成21年11月18日

「見知らぬ業者からの「怪しい社債」の勧誘に耳を貸さないで！」

³ 本年9月に関係者が逮捕されたとの報道がされている。

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20091118_2.pdf

○平成 23 年 2 月 17 日

「絶対に耳を貸さない、手を出さない！未公開株や社債の怪しい儲け話」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110217_1.pdf

○平成 23 年 2 月 24 日

「複雑・巧妙化するファンドへの出資契約トラブル - プロ向け（届出…）」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110224_1.pdf

○平成 22 年 10 月 21 日

「いわゆる「カラオケ著作権」の譲渡に関する相談の急増に対する注意喚起」⁴

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/101021adjustments_1.pdf

○平成 23 年 3 月 3 日

「急増している「水資源の権利」と称する新卒の投資取引のトラブル！」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110303_2.pdf

○平成 23 年 4 月 28 日⁵

「被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」…」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110428_1.pdf

○平成 23 年 6 月 23 日

「震災に乗じた未公開株の勧誘に注意！ - 「被災地支援」など震災にかこつけた話にだまされないで - 」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110623_1.pdf

○平成 23 年 6 月 24 日

「アプリコット合同会社の「温泉付き有料老人ホーム利用権」は契約しないで！」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110624_1.pdf

※cf. 平成 23 年金融商品取引法改正

未公開株・社債等の詐欺商法に対する一定の対策がなされた⁶。

⁴ 消費者庁との共同の注意喚起。

⁵ 消費者庁との共同の注意喚起。消費者庁は、さらに 6 月 24 日に「「温泉付有料老人ホームの利用権」の勧誘に関する注意喚起」を公表している。

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/110624adjustments_1.pdf

⁶ 「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、いわゆる未公開株・社債等の詐欺商法について、①無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効化、②無登録業者による広告・勧誘行為を禁止、③無登録業者に対する罰則を、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金（法人については 5 億円以下の罰金）に引き上げがなされている。

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html> 参照。

特定商取引法が、その対象を「商品若しくは権利の販売」としているために 防止できない被害 ～ 国民生活センターの報道発表資料等より ～

①訪問買取被害⁷

(1) 被害状況

事業者が、消費者の自宅を突然訪問し、執拗、強引に貴金属や着物等の売り渡しを迫る。手放したくない物を安価で買い取られるという被害。被害者層の中心は、高齢者、女性。

(2) 事例

不要な着物を買取るという電話があり、来訪を要請した。来た業者は、着物1着を300円で買取るといい、安かったがこれに応じた。すると、業者は、ついでに貴金属の鑑定をすと言い、勝手に母親の形見の指輪を外しにかかった。断ったが、他の物も見せるように執拗に言われ、怖くてネックレス、指輪、ブレスレットを見せた。業者は3点を1700円で買取ると一方的に言い、代金と領収証を渡してきた。宝石等は、10万円以上した物であり、納得できなかったが怖くて断れなかった。70代女性。

(3) 被害数等

消費生活センターへの相談数

H19度：30件、H20度：69件、H21度：137件、

H22度：2367件、H23度：1742件（H23.9.20まで）

②通貨投資被害

(1) 被害状況

イラク・ディナールやスーダン・ポンドなど、換金困難な通貨を「必ず儲かる」「いつでも両替可能」などとして販売。被害者層は高齢者で、電話勧誘販売によるものが中心である。

(2) 事例

業者から、電話で「イラクからアメリカ軍が撤退すれば、ディナールの価値が20～30倍に上がる」「いま、円をディナールに替えておけば絶対に儲かる」「選ばれた300人にしか勧めていない」など勧められた。1口（2万5000ディナール）10万円の契約を200万円分した。後日、業者に、円に両替して欲しいとあったが、「今はできない」と断られた。

⁷ 消費者庁は、本年6月24日に「貴金属等の訪問買取に関する研究会」を立ち上げている。
<http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m04> 同研究会の検討に基づいた「貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について（案）」が、現在パブリックコメント手続きに付されている。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235060003&Mode=0>

(3)被害数等

消費生活センターへの相談数

イラク・ディナール H21.8～H23.3：863件

(うちH21.8～H22.6は65件)

スーダン・ポンド H22.8～H23.3：406件

☆以上に関連する国民生活センター報道発表資料等

(訪問買取)

○平成22年10月8日

着物の訪問買取…あとで後悔しても戻ってこない！

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen92.html

○平成22年12月21日

突然自宅を訪れる貴金属等の買い取りサービスに関するトラブル

いったん業者の手にわたったら取り戻せない -

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101221_2.pdf

○平成23年3月7日

ペースメーカーの材料に！？…新手の貴金属の訪問買取

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen105.html

○平成23年6月1日

震災を口実に訪問する貴金属の買い取りサービスにご注意

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110601_1.pdf

(通貨投資⇔交換取引)

○平成22年6月24日

イラク通貨(イラクディナール)の取引に要注意！ - 高齢者等をねらった新手の投資トラブル…」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100624_1.pdf

○平成22年9月24日

換金性の乏しい外国通貨の取引にご注意！ - イラクディナールに続き、今度はスーダンポンド…」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100924_1.html

※相談件数及び具体例は、いずれも国民生活センター公表資料に基づくものである(ただし、通貨投資被害の相談件数は新聞報道による)。

意見書提出後の状況（１）～国民生活センターの報道発表資料等より～

①「医療機関債」

8月25日国民生活センター報道発表「新卒の儲け話、医療機関債の販売勧誘トラブル！」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110825_1.pdf

(主な相談事例)

「強引な勧誘で国債と同じで元本割れしないと説明され、医療機関債の申し込みをした。

突然自宅に電話があり、「医療について興味はないか。年利4%の債権を買わないか」との勧誘を受けた。怪しいと思い断ったが、後日再度電話があり、「近くに来ていたので説明を聞いてほしい」と言われた。断ったものの「今、家の前にいる。暑い中やってきている」と言われ、思わず玄関を開けた。そこには汗だくの男性が立っており、「期間は5年。国債と同じで元本割れしない安全な商品。2口100万円分購入すれば3カ月ごとに1万円が振り込まれる」と説明を受けた。「それほど金利のよいものなんて信じられない」と断ったが、男性の身分証明書などを見せられ「これでも信用できないか」と威圧された。強引で断りきれず、手付金1万円を支払い、残りの代金は後日支払うことにした。(2011年6月受付 契約者:50歳代 無職 女性 栃木県)

(相談件数) 2011年4月～7月=127件

②アフガニスタン（アフガニ）通貨投資商法

9月16日国民生活センター見守り最新情報「アフガニスタン通貨の買い取り話に注意！」

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen118.html

「外国通貨を買った額より高値で買い取る」と持ちかける手口です。過去にイラク、スーダン通貨の事例を紹介しましたが、最近、アフガニスタン通貨に関する相談が寄せられています。」

※「リビア・ディナール」の投資勧誘がなされているとの情報もある。

③「CO2（二酸化炭素）排出権取引」

9月22日国民生活センター報道発表「CO2（二酸化炭素）排出権取引に関する儲け話のトラブル！—一般の消費者は手を出さないで—」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110922_2.pdf

(主な相談事例)

「元本は必ず戻る」と勧誘を受けて契約したが、支払ったお金が全てなくなった。突然「今値上がりしているよい商品がある」と電話があり、後日自宅を訪問され、CO2排出権取引の勧誘を受けた。その際「元本は必ず戻る」「すぐ倍になる」などと言われ、「利益換算表」という書面を見せられたため、信用してしまった。3回に分

けて 200 万円を現金で手渡したが、その後すぐに「値段が下がったから追証が必要になった」と連絡があったので、支払ったお金が全てなくなってしまったことがわかった。(2011 年 8 月受付 契約者：60 歳代 無職 女性 埼玉県)」
(相談件数) 2010 年 10 月～2011 年 9 月＝230 件

意見書提出後の状況(2) ～消費者庁による注意喚起～

①「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利

8 月 12 日消費者庁注意喚起「「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起」

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/110428adjustments_1.pdf

消費生活年報 2011 (2011.10.1) を読んで

p 15 増加が目立った商品・役務等

→公社債 (上昇 2 位) 相談件数'10=6,659 件 (圏外→25 位)

ファンド型投資商品 (上昇 3 位) 相談件数'10=6,957 件 (圏外→22 位)

株 (上昇 5 位) 相談件数 10,168 件 (21 位→15 位)

その他金融関連サービス (上昇 7 位) 相談件数'10=8,080 件 (24 位→17 位)

※p23 の上位商品・役務別相談件数の'09 と'10 とを比較されたい。

※その他金融関連サービスには、「外貨両替」 (通貨投資商法を含む) が含まれる(p9、p16)

p18 購入形態別の傾向について

→訪問販売

「40 歳以上では、貴金属等の訪問買取などの相談が増加している」

→電話勧誘販売

「…「株」は昨年度に比べて約 3 割増加している。特に 60 歳以上では、「株」や「公社債」等の投資に関する相談が多い」

p19 契約金額等について

→契約金額・購入金額及び既支払金額

「既支払額は、過去最高となった。これは、「公社債」「ファンド型投資商品」「株」といった平均契約金額が大きい投資関連商品の相談件数の増加が影響していると思われる」(平均既支払額も増えている)

→p19 の図 9 と p40 の表 15(1)(2)により、この傾向を確認できる。

p19 販売方法や手口等

→「以前「株」等の投資商品を儲かるといわれて購入したが、実際には儲からなかったという消費者に対して、「損を取り戻してあげる」等といって別の投資商品を購入する手口である「被害にあった人を勧誘 (二次被害)」について相談が増加した。「利殖商法」や「被害あった人を勧誘 (二次被害)」が増加した要因のひとつには、これらの投資商品に関する相談の増加が挙げられる」

※p42~43 の表 16(1)(2)の順位の 3, 6, 7, 14 を確認されたい。

p 28~p29 契約当事者年代別・性別にみた上位商品・役務

→株・ファンド型商品、公社債、その他金融関連サービスに関する相談は、60 歳代以上に多い。

p114 換金性の乏しい外国通貨の取引に注意

—イラクディナールに続き、今度はスーダンポンド…—

p124 突然自宅を訪れる貴金属等の買取サービスに関するトラブル

p126 複雑・巧妙化するファンドへの投資契約トラブル

以上